

平成21年4月13日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス  
プロネクサス総合研究所

**「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」  
に対する意見**

平成21年2月6日に公表されました標記論点の整理について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお願い申し上げます。

なお、「本論点整理」では1から5までの個別の論点が掲げられておりますが、これらの議論を進めるには、連結財務諸表の情報が何を目的に作成されるのかを最初に示してから論点を整理するのが望ましいと考えます。

記

**1. 【論点1】 支配の定義と支配力基準の適用について**

- ・ 支配の定義についての現行基準は何が問題であるのかを明らかにし、その上で定義の変更について議論すべきと考えます。
- ・ 支配の定義に「パワー」や「リターン」といったなじみのない語句が使われており、これらの言葉が意味する内容を正確に理解できないおそれがあるため、現行の支配力基準を変更すべきか否かについての判断が困難と思われます。そのため、日本語で言い換えて定義すること、および具体例を用いて説明することが必要と考えます。

**2. 【論点3】 特別目的会社の取扱いについて**

- ・ 連結除外の取扱いは削除せずに、現行基準の設定趣旨どおりにルールを明確化・厳格化して運用していくべきと考えます。例えば、特別目的会社に資産を譲渡した会社が、当該特別目的会社が発行する証券の所有者である場合には、当該特別目的会社を連結除外とはしないことを明確にするなど、特別目的会社から生ずるリスクとリターンが資産の譲渡人に帰属しない場合のみ、連結除外となる趣旨を徹底すべきと考えます。

**3. 【論点5】 支配が一時的な子会社について**

- ・ 支配が一時的な子会社を連結の範囲に含めず、持分法を適用する現行の日本基準の取扱いを再検討することに賛成します。支配が一時的という判断の難しさや、一時的だからとして連結に含めない理由が十分に理解できないとともに、国際的な会計基準との差異については解消の方向で検討すべきと考えます。

以上